

## 関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令要綱

1. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（以下「協定」という。）の一部改正に伴い、協定に基づく牛肉についての農産品セーフガード措置の対象となる物品の輸入数量に係る規定等を整備することとする。（関税暫定措置法施行令第19条の3、第19条の4及び第19条の8関係）
2. この政令は、協定の改正の効力発生の日から施行することとする。